

国家戦略特区の区域計画の認定について

北九州市が、下記の事業を活用するため、令和4年2月28日に開催された「福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議」において事業認定の申請をした「福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）」が、令和4年3月10日に開催された「国家戦略特別区域諮問会議」（議長：岸田文雄 内閣総理大臣）を経て、同日付けで内閣総理大臣により認定されました。

記

○認定された事業の概要

創業人材の事業所確保に係る特例

- ・ 内 容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例を活用して創業活動を行う外国人について、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可から最大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、北九州市が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とする。

特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例

- ・ 内 容：北九州市が認定した企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算の対象とし、十点を加算する